

災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

秋田県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）は、秋田県地域防災計画に基づき災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関し、以下のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関し、甲が乙に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定するものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）をいう。

（所要の手続き）

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に速やかに前記の文書を乙に提出しなければならない。

（協 力）

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（費用の負担及び支払）

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後に検査を行い、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては建設部建築住宅課とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（建設能力の報告）

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第9条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了日の30日前までに甲又は乙からの解除の申し出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協 議）

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年9月8日

甲：秋田県秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 鈴木 健太



乙：北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2-15

一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐々木 信博

